

第2期津野町地域公共交通計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

第2期津野町地域公共交通計画策定業務

(2) 業務の趣旨及び目的

令和4年3月に策定した津野町地域公共交通計画に基づき、現在の公共交通利用者の移動ニーズと運行概要との乖離や、これまでの取り組みの検証、公共交通利用希望者の移動ニーズ把握等により、令和9年度を始期とする第2期津野町地域公共交通計画策定業務を受託できる事業者の提案を募集する。

(3) 業務内容

別添「第2期津野町地域公共交通計画策定業務仕様書」のとおり

(4) 委託期間

委託契約締結日 ~ 令和9年3月19日（金）

2. 見積限度額

金2,563,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

3. 審査委員会の設置

別途定める「第2期津野町地域公共交通計画策定業務プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき、「第2期津野町地域公共交通計画策定業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

4. 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書等及び企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、厳正かつ公平に審査を行い、契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。

業務委託の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを予め約束するものではない。選定後には、候補者と町は、企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行い、契約の協議が整い次第締結することとする。なお、10日以内に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて町と交渉を行う。

5. 資格要件

参加者の資格要件は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ②津野町から指名停止措置を受けている者でないこと。
- ③会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ④民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ⑤破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）がなされている者でないこと。
- ⑥本社及び県内に所在する営業所等が法人税（個人は所得税）、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。
- ⑦津野町暴力団排除条例（平成23年3月9日条例第9号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員に該当しない者であること。
- ⑧高知県内で地域公共交通計画の策定実績があること。

6. 質疑と回答

質疑は、令和8年4月30日 午後5時までに質疑書（別紙様式-①）により持参又は郵送（必着かつ書留郵便又は配達証明に限る）若しくはFAX、電子メールで受け付ける。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認させる。

7. 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書（別紙様式-②）に参加資格審査書類を添えて申込を受け付ける。申込にあたって提出する書類は次表のとおり。

[提出書類、様式及び提出部数等]

| | 提出書類の名称 | 用紙規格 | 提出部数 |
|---|-----------------------------|-------|------|
| 1 | 参加申込書 ※様式-② | A4縦方向 | 1部 |
| 2 | 履歴事項全部証明書 | A4縦方向 | 1部 |
| 3 | 滞納がないことの証明書（法人税、消費税及び地方消費税） | | 1部 |
| 4 | これまでの主な事業実績一覧表 ※任意様式 | A4縦方向 | 1部 |
| 5 | 宣言・確約書 ※様式-③ | A4縦方向 | 1部 |

(1) 参加申込書

①提出方法

郵送（書留郵便又は配達証明できるものに限る。）又は持参

②提出期限

令和8年5月7日 午後5時（必着）

③提出先

〒785-0201 高知県高岡郡津野町永野2 2 5 番地1

津野町星のまち魅力創造課 担当：高橋

(2) 資格要件の確認

町で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を審査する。申込者の資格要件の審査が完了したら、確認結果を令和8年5月11日午後5時までに申込者へ電子メールにて通知する。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、町が通知をした日の翌日から起算して5日（町の閉庁日を除く。）以内に、書面により、町長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。
- ② 町長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（町の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

8. 企画提案書等の作成

別途定める「第2期津野町地域公共交通計画策定業務公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領」のとおり。

9. 審査

審査委員会において、別途定める審査要領に基づき審査を行う。

10. 審査結果

審査結果は、審査委員会開催日の翌日を目途に、全ての参加者に通知文書を発送する。なお、審査結果は津野町情報公開条例に準ずる開示請求があった場合には開示の対象となる。

11. 日程（予定）

| 項 目 | 日 程 |
|---|---------------|
| 第2期津野町地域公共交通計画策定業務公募型プロポーザル実施要領他関係書類の公開 | 令和8年4月23日 |
| 質疑書提出期限 | 令和8年4月30日 |
| 参加申し込み期限（書面） | 令和8年5月7日 |
| 参加資格の確認通知 | 令和8年5月11日（予定） |
| 企画提案書提出期限 | 令和8年5月15日 |
| 審査会（書類審査及びプレゼンテーション） | 令和8年5月18日（予定） |
| 審査会の結果通知 | 令和8年5月19日 |
| 委託先決定、契約 | 令和8年5月25日（予定） |
| 委託業務完了 | 令和9年3月19日 |

12. 提供資料

今回のプロポーザル参加にあたり町は次の資料を提供する。

- ・津野町地域公共交通計画（令和4年3月策定）

13. 提出書類の取扱い

- （1）提出された書類は返却しない。
- （2）提出された書類は、必要に応じ複写（町及び審査委員会での使用に限る。）する。
- （3）提出された企画提案書は、津野町情報公開条例に準ずる開示請求があった場合には開示の対象文書になる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となるので、該当がある場合には提出書類の該当部分とその具体的な理由を別紙様式-④により提出させる。開示・非開示の判断は様式-④に基づき行うものではなく、様式-④を参考に、同条例に基づき町が客観的に判断する。
- （4）契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用しない。

14. その他

- （1）参加申し込み受理後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出させる。辞退することによって、今後、町との契約等において不利益な取扱いをすることはしない。
- （2）企画提案に要する全ての費用は、提案者の負担とする。
- （3）提出書類に用いる言語は日本語、基本通貨単位は日本円とする。
- （4）次の各号に該当した場合、提案者は失格になることがある。
 - ①提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

- ②審査委員、町職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③プロポーザルの手続きの過程で、津野町暴力団排除条例に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (5) 審査結果や選定内容に対する異議は一切受け付けない。

15. 問い合わせ先

〒785-0201 高知県高岡郡津野町永野225番地1

津野町星のまち魅力創造課 担当：高橋

電話：0889-55-2312

E-mail：star@town.kochi-tsuno.lg.jp